

奈良市公告

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

令8年4月10日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 官民境界確認補助等業務委託
- (2) 業務場所 奈良市内一円
- (3) 業務期間 契約の日から令和9年3月25日まで
- (4) 業務概要 別紙仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告日において、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 当該業務に土地家屋調査士の資格を有するものを3名以上配置することができる法人格を有する団体であること。ただし、法人格を有する公共嘱託土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」という）は、その会員が入札に参加する場合は参加することができないものとする。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

3 仕様書等を示す日時及び場所

(1) 日時

令和8年4月10日（金）から令和8年4月23日（木）まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後3時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市建設部土木管理課（奈良市ホームページにも公表しています。）

4 仕様書等に関する質疑に関する事項

(1) 受付期間

令和8年4月10日（金）から令和8年4月16日（木）まで（奈良市の休日
を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午
前9時から午後3時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 受付方法

質問は、様式2「入札事項質問書」にて受け付ける。

提出は、電子メールにて行うこと（直接持参及び電話並びにFAXは不可）。また、
提出前に確認の電話連絡を取ること。

(3) 送信先メールアドレス

メール：dobokuk@city.nara.lg.jp

(4) 質問に対する回答

回答は令和8年4月20日（月）までにホームページに掲載する。

奈良市ホームページ「<https://www.city.nara.lg.jp/>」

5 入開札の場所及び日時

奈良市役所 中央棟3階 入札室

令和8年5月1日（金） 午後1時30分

6 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 様式1「一般競争入札参加申請書」

イ 土地家屋調査士の資格を証明できるもの。

ウ 令和8年度奈良市建設工事等入札参加資格者でないものにあつては、以下の
書類

①納税証明書の写し

・奈良市内の業者（奈良市外の業者で市内に支店・営業所を有するものを
含む。）[奈良市市民税課で証明]

当該年度分と過去2年度分の市・県民税（法人にあつては法人
市民税）及び固定資産税（入札参加申請時において当該年度分が確
定していない場合は、過去2年度分）

・奈良市外の事業者[国税納税地を管轄する税務署で証明]

その3、その3の2又はその3の3

②商業登記履歴事項全部事項証明書の写し（発行後3カ月以内のもの。）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期間

令和8年4月10日（金）から令和8年4月23日（木）まで（奈良市の休日
を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後3時まで（正午から
午後1時までを除く。）

(4) 提出方法

提出場所へ直接持参すること。郵送、電子メール、FAXでの提出は認めない。

(5) 提出場所

奈良市建設部土木管理課

7 入札に関する事項

- (1) 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項に該当する場合は、これを免除する。
- (2) 入札の方法は、持参入札とする。
- (3) 入札時間に遅れた者は、入札に参加できない。
- (4) 入札会場への入場は、入札者又はその代理人のみとする。
- (5) 代理人が入札する場合は、必ず入札前に委任状を提出すること。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (7) 入札者の不正行為または不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき、その他の理由により、この入札を執行することが不相当であると認められるときは、執行を取り止める。また、入札執行中においても落札者を保留し、さらに入札後においても落札決定を取り消す場合がある。
- (8) 提出した入札書は、その理由にかかわらず書換え、差換え又は撤回をすることができない。
- (9) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (10) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。契約希望金額は、事業に係る全ての費用を含むものとする。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
- (11) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

8 落札者の決定方法

- (1) 入札者中、入札比較価格以内の最低価格の入札者をもって落札者とする。
- (2) 落札となる額の入札をした者が2人以上あるときは、くじで落札者を決定する。
- (3) 再度入札は1回を限定とします。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はFAX等による入札
- (3) 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類が同封されていない入札
- (4) 入札書に入札金額、委託件名の表示を欠く入札
- (5) 入札書に署名又は記名押印のない入札
- (6) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (7) 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- (8) 入札金額を訂正した入札

- (9) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (10) 入札書の日付が入開札日でない入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

1 0 その他注意事項

- (1) 本入札は、本入札説明書及び仕様書によるので、熟読のうえ入札に参加のこと。
- (2) 入札手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、入札者の負担とする。
- (4) 提出期限後における提出した入札参加申請書類の差換え及び再提出は認めない。
- (5) 入札日の前日までの間において、提出書類に関し本市から説明を求められた場合、事業者はこれに応じることとする。
- (6) すべての提出書類は返却しない。
- (7) 入札説明会は開催しない。
- (8) 入札書は、再入札になる場合があるので、2枚用意すること。
- (9) 落札者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承させてはならない。
- (10) 契約者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはいけない。また、他の目的に使用してはいけない。この契約が終了又は解除された後においても同様とする。
- (11) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合がある。
上記に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行並びに奈良市契約規則によるものとする。

1 1 入札に関する問合せ先

奈良市建設部土木管理課明示係
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
電 話 0742-34-4893（直通）
F A X 0742-34-5147
メール dobokuk@city.nara.lg.jp